



厚生委員会 連載

弁護士が安心して働くための 社会保障



第3回 病気・事故への備え

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63 期)

前回までの連載では、老後の備えについて厚生年金への加入の有無による影響と、日本弁護士国民年金基金、互助年金、iDeCo、小規模企業共済等の重要性について述べた。今回は病気・事故への備えを取り上げるが、ここでも厚生年金の加入者と非加入者とは扱いが異なる*1。

1 厚生年金及び健康保険

公的医療保険の根幹となる健康保険法は、成立から百年を超える古い法律であるが、その適用範囲は厚生年金保険法と同様であり*2、両者一体として運用されている。大企業の社員であれば各企業が独自に設立した健康保険組合に加入し、そのような組合を持たない中小企業の社員は全国健康保険協会、通称「協会けんぽ」に加入する*3。

法律事務所に所属する弁護士も、厚生年金に加入している場合は協会けんぽに加入するのが原則である*4。保険料は、仮に月収60万円であれば月5万8882円の労使折半、すなわち月2万9441円が本人負担となる*5。その配偶者・子も、被扶養者の認定を受ければ保険料の負担なく給付を受けることができる。

保険給付としては、医療費が原則3割負担となるほか、療養中の生活費として最長で1年6か月、傷病手当金が支給される*6。また障害が残る場合の生活費としては障害年金、死亡後に残された家族の生活費としては遺族年金があり、厚生年金の場合は従前

の収入金額等に応じて支給される*7。

2 東京都弁護士国民健康保険組合

国民健康保険法は、厚生年金の非加入者、すなわち健康保険法が適用されない場合の受け皿となるものであり、同業者による国民健康保険組合があればそれに加入し、それがなければ市区町村の国民健康保険に加入する*8。弁護士の場合は、全国で唯一「東京都弁護士国民健康保険組合」のみ存在しており、当会の会員はこれに加入することができる。

保険料は、収入金額にかかわらず1人あたり月2万9800円であり、家族1人につき月1万2700円の追加となるため*9、3人家族であれば合計で月5万5200円である。被扶養者認定や労使折半の制度はなく、全額が本人負担となるが、市区町村の国民健康保険組合と比べて割安であることが多い。

保険給付として、医療費が原則3割負担となる点に違いはない*10。しかし、国民健康保険の場合は傷病手当金がなく、療養中の生活費は保障されない。そのようなリスクに備えるには、後述の所得補償保険に各自で加入する必要がある。

3 団体定期保険

当会の会員向け生命保険として、日本弁護士連合会の運営する団体定期保険（グループ保険）がある。

*1：すでに述べたとおり、弁護士法人は経営者の弁護士を含め全員に厚生年金の加入義務があり、個人経営の事務所も勤務弁護士と従業員が併せて5人以上の場合は当該勤務弁護士等につき厚生年金の加入義務がある。

*2：健康保険法3条3項及び厚生年金保険法6条1項。

*3：同4条、5条1項、6条及び7条の2第1項。

*4：例外として東京都弁護士国民健康保険組合「健康保険（協会けんぽ）の適用除外承認について」参照。
<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/eligibility/establish.html>

*5：全国健康保険協会「令和6年度保険料額表（東京都）」。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r6/ippan/r60213tokyo.pdf>

*6：健康保険法74条1項及び99条。

*7：国民年金法30条1項及び37条、厚生年金保険法47条1項及び58条1項。

*8：国民健康保険法5条、6条及び13条。

*9：東京都弁護士国民健康保険組合「保険料について」。

<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/eligibility/fee.html>

*10：国民健康保険法42条1項。なお、東京都弁護士国民健康保険組合は、歯科カウンセリング、東京ディズニーランド・東京ディズニーシーの利用補助券など、独自の特色あるサービスも提供している。

2024年2月時点で約1万7000名が加入しており、死亡・高度障害の場合に支払われる保険金は最高6000万円である*11。保険料は35歳以下の女性なら最高でも月3200円であるが、実質負担はさらに低く、2022年度は月1344円であった*12。

これとは別に、50年を超える歴史ある制度として、当会が独自に運営する団体定期保険がある。2023年6月時点で1792名が加入しており、保険金は最高4000万円である*13。保険料は35歳以下の女性なら最高でも月2391円、2022年度の実質負担は月2009円であった*14。前述のグループ保険と併せれば、月3000円余りの負担で合計1億円の保障が得られる可能性もあり、これほど割安な生命保険は珍しい。

これらの生命保険は75歳又は80歳まで継続可能である。年齢に応じて保険料は上がるものの、1年ごとの契約更新であるから、ライフステージの変化に合わせて細かく見直せば保険料を抑えることができる。また、税務上は生命保険料控除の対象となる。

遺族年金も一種の死亡保障であるが、例えば40歳で死亡し、配偶者と8歳の子が残されたと仮定した場合、国民年金のみであれば支給額は合計約1000万円、厚生年金の場合でも合計約2700万円である*15。厚生年金の非加入者はもちろん、加入者にとっても、団体定期保険は心強い制度であると言えるだろう。

4 その他の会員向け保険商品

いわゆる所得補償保険としては、日本弁護士連

合会の「弁護士休業補償保険」と、全国弁護士協同組合連合会の「所得補償プラン」とがあり、いずれも25%の団体割引が適用される。前者の場合、一口の保険料は月1305円であり、療養中の生活保障として最長6か月、最高で月30万円が支払われる*16。後者の場合、一口の保険料は月1280円であり、最長12か月、月10万円が支払われる*17。口数は各自の収入金額に合わせて設定できるので、傷病手当金に代わるものとして積極的に活用すべきである。

また障害年金に代わるものとして、所得補償保険には「リレープラン」等のオプションがあり、最長70歳まで生活費の保障が受けられる。これらの保険料は税務上、介護保険料控除の対象と扱われている。

他にも団体割引が適用される保険商品として、各種の医療保険・傷害保険がある*18。原則3割負担とはいえ、現実に病気・事故となった場合の医療費等の経済的負担は決して軽いものではなく、これらの保険商品は有益である。

5 小括

以上のとおり、病気・事故への備えとして、団体定期保険と所得補償保険はいずれも重要であるが、厚生年金の非加入者の場合、所得補償保険は特に利用価値が高い。万一の場合に慌てることのないよう、常日頃から準備しておきたいものである。

* 11：日本弁護士連合会「共済制度加入のおすすめ」2024年5月版。

* 12：同「グループ保険＜団体定期保険＞」2024年10月1日版。年4回払いの1回分は9600円。1年ごとに収支計算し、余剰金を配当金として還元する仕組みであり、前掲資料によれば2022年度の配当還元率は58.0%である。

* 13：当会2023年12月20日開催の生保協議会議資料より。

* 14：東京弁護士会「団体定期保険のご案内」2023年6月1日版。6か月分の保険料は1万4348円。前掲資料によれば2022年度の配当金還元率は15.95%である。

* 15：日本年金機構「遺族年金」。基礎年金は81万6000円に23万4800円を加算し、子が18歳になるまでの10年分で1050万8000円となる。厚生年金は平均標準報酬月額65万円、加入期間40年とすれば報酬比例部分が222万3000円、その4分の3を基礎年金と合計すれば10年分で2718万0500円となる。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>

* 16：日本弁護士連合会「弁護士休業補償保険のご案内」2024年9月1日版。39歳以下の場合の一口の保険料。

* 17：全国弁護士協同組合連合会「弁護士所得補償プラン」2023年度版。月払いで39歳以下の場合の一口の保険料。

* 18：同「各種保険」。https://www.zenbenkkyo.or.jp/service/insurance.php